

平成24年5月10日

海津市長 松永清彦 様

海津市情報公開審査会

会長 野瀬徳之

## 情報公開審査会答申書

平成24年2月20日付 財第169号—6による「情報公開審査会諮問書」について、次のとおり答申する。

### 記

#### 1. 諮問内容

「海津市市有地（廃止済一般廃棄物最終処分場）の有効利用事業提案」の部分開示決定に対する異議申立てに関する諮問

#### 2. 審査会としての結論

本件の対象となった公文書は、海津市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第3号ア及びイ並びに同条第5号に規定する情報を含む文書と認められるが、次の部分については開示すべきである。

- (1) 当該公文書 10～11 ページ中の画面ナンバー20～22における標題「メガソーラー発電の建設計画」（3ヶ所）
- (2) 当該公文書 16 ページ中の画面ナンバー31における標題「費用概算（設置費用）」

#### 3. 不服申立人による主張の要旨

下記のとおり。

### 記

今回の情報公開については、資料提供した業者に意見照会した結果のみで判断し、市が主体的な判断をしないまま公開しているように見える。

新聞等でも度々ソーラーパネルの計画については公表されているが、その

公表の仕方や内容と比較してみると、海津市は、秘密にする情報とは思えないものまで非開示扱いとしてしまっている。特にソーラーパネルの情報公開の取組姿勢は、世間一般のものとかげ離れているのではないか。

したがって、以下に示すとおり疑問が生じる。明快な回答を求めたい。回答ができないなら、全部開示すべきである。

- (1) 議会に提供した資料の中で、どのような資料は一般に開示できないとしているのか？ その明確な根拠や規程はあるのか？
- (2) 情報公開の諸規則は、市民の知る権利より資料を作成した法人側の立場を優先することとしているのか？

#### 4. 実施機関による主張の要旨

実施機関は、本件の対象となった公文書を部分開示するに当たり、不服申立人に対し下記のとおり書面にて理由を通知した。

(参考として、不服申立人に通知した文書の文面を、下記に示す。)

#### 記

「公文書部分開示決定通知書」に記載のとおり、「法人及び事業に関する情報」を部分的に開示しない事としましたが、これは、特定の企業の技術提案書が、著作権法の保護を受けるべき「著作物」であるためです。不開示箇所は、作成者への意見照会結果に従っております。

確かに、情報公開条例等に基づく手続きの中では、著作物であっても、行政機関の判断により公開することは可能です。しかしながら、「海津市市有地（廃止済一般廃棄物最終処分場）の有効利用事業提案」と題する資料は、もともと市側が応募業者に対し、議会説明用に作成してもらうよう要請したもので、応募手続き上の添付必須書類ではありません。したがって、その取り扱いは「通常の公文書以上に」作成者側の権利に配慮すべき性質のものであり、第三者（＝作成者）に対する意見照会結果は、公開・非公開の判断を下す上で、必然的に大きな影響力を持つこととなります。

さらに、「入札前の設計図書等の公開は原則公開禁止」としている自治体が一般的に多いのは、何より競争入札の公正性を確保するためですが、この度の技術提案書が、契約の前段階の参考図書に過ぎないことを踏まえれば、事情は全く同様であり、行政への信頼を守る上でも、作成者側の意向を優先せざるを得ませんでした。

以上の経緯から、当該開示請求に係る公文書の中には「海津市情報公開条例」第7条第3号ア及びイに規定する「不開示情報」に該当する部分が含まれているものと判断し、同条例第8条の規定にしたがい、部分開示の決定をいたしました。

## 5. 審査会の判断過程

### (1) 基本的な考え方について

条例の制定目的は、公文書の開示を請求できる市民の権利を明らかにし、市の諸活動を市民に説明する責務を全うするというものである。

条例は“原則公開”を理念としているが、開示する事により請求者以外の者の権利が侵害されたり、行政の適正な運営が損なわれ、公益を害する事がないよう例外規定を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈し、次のとおり判断する。

### (2) 本件の対象となった公文書に係る条例第7条の例外諸規定の該当性について

特定の公文書の全部もしくは一部を非開示とするには、その非開示情報が、条例第7条各号の例外規定のいずれかに該当することが要件になる。

本件の対象である公文書の、条例第7条の例外規定の該当性について次のとおり考察する。

#### — 考 察 —

条例第7条第3号は、法人の利益の保護要件について規定しているが、法人の正当な利益を損なうかどうかの判断については、その情報の内容だけでなく当該法人の性格、規模、事業活動における当該情報の位置付けを、総合的に勘案し、開示した場合に生ずる影響について、慎重に検討した上で客観的な判断を行うことが必要である。

その判断材料とするため、当審査会では、以下の三者に意見陳述を要請した。

- ①実施機関
- ②本件の対象となった公文書の作成者である第三者法人
- ③不服申立人

その結果、実施機関及び第三者法人は、下記のとおり主張した。

また、不服申立人は、審査会での意見陳述は辞退した。

以下に各自の主張を記述する。

#### 実施機関の主張

本件の対象となった公文書の内容には、部分開示決定通知の段階において、未だ確定していない情報が多く含まれていた。電力買取金額の設定など、今後の国の方針や経済事情によっては大きく変動する要素もあり、その資料をうかつに公開することは、無用の混乱をきたす恐れがあるのはもちろん、資料作成者である第三者法人との良好な交渉を損なう懸念も生まれる。

(当審査会の評価)

- 本件の対象となった公文書の内容は、今後の国の方針や経済事情によって大きく変動する事もあり得るので、性急な開示行為は避けるべき、との考え方

は妥当と思料する。

○したがって、条例第7条第5号に規定する情報を含んでいるものと認める。

### 第三者法人の主張

主張点①：公にする事により法人としての競争上の地位が脅かされる恐れあり。

趣旨：本件の対象となった公文書が公開されることにより、競合他社に対し企業ノウハウやスキルを知られる恐れがある。

また、『NDA対象の資料』であることを明記することにより、情報漏洩を防ぎ、自社の権利の保持を図っている。

(当審査会の評価)

- 本件の対象となった公文書に記載される情報は、競合他社に公開されることで、競争上の地位を脅かされる可能性があるものと考えられる。
- また、当該資料に記載されている企業秘密の漏洩を防ぐため、あえて作成時に『NDA対象の資料である』と明記する事も、社会通念上妥当と思料する。
- したがって、条例第7条第3号アに規定する情報を含んでいるものと認める。

主張点②：公にする事により法人としての社会的信用を損なう恐れあり。

趣旨：本件の対象となった公文書には、未成熟な情報が多く含まれているが、そもそも本件の対象となった公文書は、市の要請を受けて議会説明用に作成した内部資料であり、公開される事を前提としていない。

(当審査会の評価)

- 第三者法人が、社会的信用の毀損を懸念する主張は、妥当と思料する。
- したがって、条例第7条第3号イに規定する情報を含んでいるものと認める。

主張点③：著作権法に抵触する恐れあり。

趣旨：本件の対象となった公文書には、他団体のホームページから引用された資料が含まれている。当該箇所は、内部資料として引用する限りは許可なく引用しても著作権法に抵触しないが、条例に基づいて公開されることにより、内部資料としての性格が変化し、著作権法上の権利侵害を問われる恐れがある。

(当審査会の評価)

- 当該箇所を公開することで、法人の活動に不利益が生じる可能性がある以上、公開自体が望ましくないと思料する。
- したがって、条例第7条第3号アに規定する情報を含んでいるものと認める。

### 不服申立人の主張

審査会での意見陳述はなかったが、事務局が電話で確認した限りでは、その主張点は「3. 不服申立人による主張の要旨」とほぼ同様であった。

(当審査会の評価)

- 前記の「実施機関の主張」・「第三者法人の主張」における「当審査会の評価」にて既述されているものと思料する。

(3) 開示すべき箇所について

上記の意見陳述結果等を踏まえても、なおかつ開示すべき(=不開示とすべきでない)箇所は存在するものと判断する。

具体的には、以下について開示すべきである。

- 当該公文書 10～11 ページ中の画面ナンバー20～22 における標題「メガソーラー発電の建設計画」(3ヶ所)
- 当該公文書 16 ページ中の画面ナンバー31 おける標題「費用概算(設置費用)」

理由①

条例第7条第3号ア及びイ並びに同条第5号に規定する情報に該当しないため。

理由②

国内に存在する「メガソーラー建設計画」や「費用概算」は、このような事業提案書に通常は記載されていて然るべき、と思われる項目であり、その具体的な数値等はともかくとして、個別標題については開示しても支障はないと思料されるため。

6. 最終結論

上記の考察を踏まえ、実施機関が行った部分開示決定については、「2. 審査会としての結論」のとおり答申する。

7. 審査会処理経過

別紙のとおり

別 紙

年 月 日	処 理 内 容 等
平成 2 4 年 2 月 2 0 日 (月)	諮問書受理。
平成 2 4 年 3 月 2 5 日 (月)	平成 2 3 年度第 2 回審査会開催。 不服申立の趣旨、部分開示理由等説明。
平成 2 4 年 4 月 1 2 日 (木)	平成 2 4 年度第 1 回審査会開催。 実施機関の追加説明及び審議。
平成 2 4 年 4 月 1 7 日 (火)	平成 2 4 年度第 2 回審査会開催。 第三者法人の意見陳述及び継続審議。
平成 2 4 年 5 月 1 日 (火)	平成 2 4 年度第 3 回審査会開催。 継続審議。
平成 2 4 年 5 月 1 0 日 (木)	平成 2 4 年度第 4 回審査会開催。 審議及び答申。